

**第1条 BizSTATION 特別徴収地方税承認締切時間延長サービス利用規定**

1. BizSTATION 特別徴収地方税承認締切時間延長サービス(以下「地方税承認時間延長サービス」といいます。)とは、円預金サービス「総合／給与振込」(BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定(以下「全銀 ANSER 接続規定」といいます。)に定める意味によります。以下同じです。)をお申込のお客さまが、全銀 ANSER 接続規定で定められた締切時間を越えて特別徴収地方税取引の依頼のための承認操作(依頼内容が確定となるデータ送付を行うことを含みます。以下同じです。)を行うことができるサービスのことをいいます。
2. 地方税承認時間延長サービスの利用にあたっては本 BizSTATION 特別徴収地方税 承認締切時間延長サービス利用規定(以下「地方税承認時間延長サービス規定」といいます。)、BizSTATION 利用規定および全銀 ANSER 接続規定を適用するものとします(全銀 ANSER 接続規定に規定された「本サービス」に地方税承認時間延長サービスが含まれるものとします)。なお、地方税承認時間延長サービス規定と BizSTATION 利用規定または全銀 ANSER 接続規定が抵触する場合には、地方税承認時間延長サービス規定が優先されるものとします。

**第2条 サービスの内容**

特別徴収地方税取引依頼のための承認操作締切時間は、納入指定日 3 営業日前の午後 6 時とします。

**第3条 利用手数料**

地方税承認時間延長サービスの利用にあたっては、地方税承認時間延長サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額(お客さまが非居住者であるか、また地方税承認時間延長サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。)をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたします。この場合、当行は地方税承認時間延長サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引落します。地方税承認時間延長サービス利用手数料および消費税が引落せなかつた場合、当行は引落せなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。

**第4条 利用申込・サービスの取止め**

1. 地方税承認時間延長サービスは、円預金サービス「総合／給与振込」をご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。
2. 地方税承認時間延長サービスの利用を申込される方は地方税承認時間延長サービス規定、BizSTATION 利用規定、全銀 ANSER 接続規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
3. 当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、地方税承認時間延長サービスのお申込を承諾しないことがあります。
4. お客さまは、当行所定の方法により地方税承認時間延長サービスを取止めることができます。この場合、円預金サービス「総合／給与振込」は引き続きご利用になれるものとします。
5. 円預金サービス「総合／給与振込」を取止める場合は、地方税承認時間延長サービスも取止めるものとします。

**第5条 当行からのサービス取止め・サービス廃止**

1. 当行は、お客さまについて次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく地方税承認時間延長サービスを取止めできるものとします。
  - (1) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。
  - (2) お客さまが地方税承認時間延長サービスの契約に違反したとき。
2. BizSTATION 利用規定第 19 条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合には、地方税承認時間延長サービスも当然に取止めになります。
3. 地方税承認時間延長サービスは、3 ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。

**第6条 関係規定の適用**

地方税承認時間延長サービス規定、BizSTATION 利用規定および全銀 ANSER 接続規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

**第7条 サービス内容または規定の変更**

当行は地方税承認時間延長サービスまたは地方税承認時間延長サービス規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上